



苫前町ヘルパーステーション

指定居宅介護サービス事業所／指定障害者福祉サービス事業所

料金について

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金(料金表)の1割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用料は、全額、ご契約者様の負担となります。

訪問介護事業 要介護1から要介護5（利用者負担分）

身体介護	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	90分以上 30分増す毎に
	311円	491円	713円	101円
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上 60分未満		
	231円	285円		
身体生活	身体30分 生活25分未満	身体30分 生活45分未満	身体30分 生活70分未満	
	394円	480円	565円	
初回加算	新規の訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護をする場合又は、その他の訪問介護員などが訪問介護を利用した場合に上記料金表の他に負担頂きます。			200円
緊急時訪問介護加算	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者または、その他の訪問介護員などが居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に上記料金表の他に負担頂きます。			100円

料金には特定事業所加算として10%、特別地域加算として15%加算しております。

契約時には、サービス提供責任者が詳しくご説明申し上げます。

介護予防訪問介護事業 要支援1から要支援2

区分	週1回程度利用	週2回程度利用	週2回を超える利用	
利用料	1,343円	2,685円	4,260円	
初回加算	新規の訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護をする場合又は、その他の訪問介護員などが訪問介護を利用した場合に上記料金表の他に負担頂きます。			200円

特別地域加算として15%加算しております。

苫前町訪問型サービス事業 要支援1から要支援2

区分	1回につき
利用料	330円

障害者自立支援法による料金は、契約時にご説明申し上げます。

【福祉有償運送事業】

移送手段を確保する困難なため、医療機関の利用が困難な方が対象です。
対象者 要介護者及び障がい者(ヘルパー介助付の方)



区分	料金	区分	料金
自宅から2kmまで	280円	1km加算毎	120円
上限	課税世帯	非課税世帯	
	12,000円	6,000円	